

# 普天間飛行場の危険性の除去・早期返還問題

— いつまで続く国と県の対立 —

## いつまで続く国と県の対立

### 1 これまでの経緯

普天間飛行場代替施設の名護市辺野古キャンプ・シュワブへの移設について、平成 25 年 12 月に当時の仲井眞弘多知事が埋め立て承認を決断して以来、様々な経緯を経ながらも、本格的な埋め立てに向け護岸工事が急ピッチで進められている。

翁長知事就任 4 年目に入っても、裁判闘争などで国と県との対立は解消せず、むしろ深刻の度を増して来ているのが現状である。

まず、平成 25 年 12 月 27 日、当時の仲井眞弘多知事は辺野古先沿岸埋め立てを承認したが、平成 27 年 10 月 13 日、新知事に就任した翁長雄志知事は辺野古沿岸埋め立て承認を取消した。

これに対し 10 月 14 日、国（沖縄防衛局）は、翁長知事の取消しは違法として、国土交通大臣へ行政不服審査法に基づき取り消しの無効と暫定的取り消しの効力を止める「執行停止」を申し立て、10 月 27 日、国土交通大臣は、翁長知事による公有水面埋め立て承認取消しの「効力を停止」と発表し 10 月 28 日、国交相は、翁長知事に是正を求める勧告文書を送付した。

これを受けて 11 月 2 日、翁長知事は、総務省所管の第三者機関「国地方係争処理委員会(係争委)」に、国交相の「執行停止決定」を不服として審査を申し出た。同時に 11 月 6 日、翁長知事は国交相の是正勧告を拒否した。

翁長知事の是正勧告拒否を受け、国交省は 11 月 9 日、埋め立て承認の取り消し処分の取り消しを求める「是正指示文書」を送付したが、翁長知事は、是正指示を拒否した。

そこで国交相は、11 月 17 日翁長知事の埋め立て承認取消しは違法として、福岡高裁那覇支部に「代執行」に向けた訴訟を提起した。

12 月 25 日、国地方係争処理委員会は、11 月 2 日に翁長知事から申し出のあった、国交相の「執行停止」決定を不服とした審査申し出を却下すると発表した。

同日、翁長知事は、国交相の埋め立て承認取消しの執行停止決定は違法として、抗告訴訟を那覇地裁に提起したことで裁判闘争に入った。

そして翁長知事は、平成 28 年 2 月 1 日、国地方係争処理委員会が県の審査申し出を却下したことを不服として、執行停止の取消しを求めて福岡高裁那覇支部に提訴し、国に対し二つの訴訟を提起することとなった。

国と県からのそれぞれの訴訟を審理していた福岡高裁那覇支部で、3 月 4 日和解協議があり、国と県は裁判所の和解勧告を受け入れ 9 項目の和解条項に基づく和解が成立した。

同日、安倍首相と翁長知事が会談し、和解勧告に従って円満に解決し、最終的に司法判断に従うことを確認した。

和解を受け入れたことで、国と県はそれぞれの訴訟を取下げ協議に入り、国は埋め立て工事を中止した。

3 月 16 日、国交相は、和解条項 3 項に基づき、翁長知事に対し、埋め立て承認取消し処分は違法として「是正の指示」をした。これを受けて翁長知事は、3 月 23 日、国の是正指示を不服として、国地方係争処理委員会に審査を申し出た。

県からの申し出を受け審理していた国地方係争処理委員会は、6 月 17 日、県の申し出について、適法か違法かを判断せず協議を促す決定をした。

そこで国は、7 月 22 日、翁長知事が承認取消しの取り下げを求める是正指示に応じないのは違法として、不作為の「違法確認訴訟」を福岡高裁那覇支部に提起した。

9 月 16 日、福岡高裁那覇支部は、国が提起した「違法確認訴訟」で、国の請求を全面的に認め県の敗訴を言い渡した。

9 月 23 日、県は、最高裁判所に高裁の判決を不服として上告した。

12 月 20 日、最高裁判所は、「違法確認訴訟」の県の上告を棄却する判決を言い渡し、県の敗訴が決定した。

12 月 26 日、翁長知事は、最高裁での敗訴を受けて、埋め立て承認取消し処分の取り消しを発表したが、翁長知事は、新たな知事権限など、あらゆる手法を使って辺野古移設工事を阻止すると表明。

平成 29 年 7 月 24 日、翁長知事は、知事に無許可で岩礁破碎を進めるのは県漁業調整規則に違反しているとして、国に対し、工事差止め訴訟と工事の一時的な差し止めを求めた仮処分を那覇地裁に提起した。

3 月 13 日、那覇地裁は、法律上の争訟に当たらず不適法であるとして、県の訴えを悉く退け却下した。同時に仮処分の申し立ても却下された。

しかし、県は、3 月 23 日、一審判決を不服として、福岡高裁那覇支部に控訴した(判決までの工事差し止めの仮処分は抗告せず)。

これにより、国と県との訴訟は終結せず続くこととなった。

## 2 新たな知事権限の行使

辺野古移設問題については、最高裁判決で、前知事のなした埋め立て承認に瑕疵はなく何等違法性はないとし、翁長知事のなした取り消し処分は違法と断じられたことで、翁長知事は、自らの取り消し処分を取消したのである。

本来この時点で国と県が合意した和解事項に従うのが法治国家における 140 万余県民の生活を預かる知事のあるべき姿である。

しかし翁長知事は、新基地はつくりせないための新たな知事権限など、あらゆる手段を用いて埋め立て作業を阻止すると、国との対決姿勢を強めてきたのである。

知事の言う新たな知事権限とは、「岩礁破碎許可」「サンゴ採捕許可」「設計変更申請」の 3 権限である。知事はこれらの知事権限を含めあらゆる手法を使って辺野古移設を阻止すると言いつつしたのである。

しかし、最高裁で県が敗訴したことで、前知事がなした埋め立て承認の合法性が確定しており、そのことは、現在進められている埋め立てに向けた護岸工事・作業は、県がなした埋め立て承認を根拠・前提として合法的に進められていることを意味している。

現に、翁長知事は、護岸工事の本格化に向けた海上からの石材搬入のための国頭村奥港の使用申請を許可しているのである。

県の奥港許可を受け、本部町も本部港の利用を許可している。

新たな知事権限で工事を止めると言うことは適正な行政手続きを政治的思惑で捻じ曲げると言うものであり、法治国家において法令に基づいて行政運営が行われている以上出来る訳はないのである。

現に翁長県政は、オキナワハマサンゴ1群体の採捕許可申請についても、審査を理由に4か月間引き伸ばしたが、結局許可しているのである。

このように翁長知事は、何が何でも辺野古移設工事を阻止すると言いながら、実態は、法令・民主的な行政運営と言う、当然の壁に突き当たっているのが現状である。

しかし、この間にも国の工事は止まるどころか、知事の許可を得て加速するばかりの現状を目の当たりにした支援団体や反対派は、知事に対し激しい怒りと厳しい批判を浴びせ、知事の裏切り行為と断じたのである。

この現実直面し知事は、対応を変えざるを得ず、一転して採捕期間の延長申請は不許可にするなど、対応に焦りが見られる。

この不許可を受け国は、3月20日、県の指摘を取り入れ再度採捕許可を申請しており、一旦許可した以上、法令違反でない限り行政手続きの一貫性から許可せざるを得ないであろう。

これまでの経緯をみると、辺野古移設問題をめぐる知事の思惑は悉く外れ、誤算続きと言える。

その最大の誤算は、支持団体であるオール沖縄や辺野古や高江などで座り込み車両の通行阻止行動などを行っている反対派等に、岩礁破碎やサンゴ移植など、新たな知事権限で知事は必ず工事を止めるとの誤った幻想を抱かせ、不確実な期待度を高めたことである。

合法的になされている工事・作業に関連する許可申請を知事の政治的思惑で不許可にする事などできるものではない。

いずれにしても、翁長知事を取り巻く環境は厳しさを増しており、腹心の安慶田元副知事の辞任に始まり、衆議院議員選挙での4区のオール沖縄の象徴である候補の敗北、名護市長選挙でオール沖縄現職の大敗は、知事の最大の拠り所とする民意の根拠・大義が崩れたのである。

そして知事を支える経済界ブレーンの離脱は、翁長オール沖縄の内部崩壊に留まらず、オール沖縄そのものが有名無実となり、今や翁長革新基地県政と言うのが実態である。

新たな知事権限などあらゆる手法を使って辺野古移設を阻止すると表明し、支持者や反対派に不確実な期待を持たせながら、現実には、埋立て本格工事に向けた作業は加速するばかりであり、新たな知事権限の行使やあらゆる手法に行き詰まり、打つ手がないと言うのが現実の知事の姿である。

最後に残った「撤回」に関しても、法的な観点からどのような事由が根拠となり得るか慎重に検討していると、撤回する時期について何等明らかにしてないのである。

法治国家において、政治的思惑や個人的な執念だけで県政運営を行うことは様々な考えや生活のあり方が違う県民の代表としては問題である。

### 3 自民党県連の対応

自民党沖縄県連は結成以来、日米関係・日米安全保障体制の安定維持を容認してきたが、本県に集中する米軍基地から派生する事件・事故については、その改善を求め米軍基地の全国への分散をめざし基地の整理縮小を強く求めてきた。

その中でわが県連は、世界一危険であると言われる普天間飛行場の危険性の除去・早期返還の実現を最重要課題として位置付、日米両政府に対し要請活動を展開して来た。

しかし普天間飛行場は、復帰後45年、また普天間飛行場の条件付き全面返還が、1996(平成8)年に日米合意されてから22年が経過しながら居座り続けているのが現実である。

県内移設反対を主張し無条件での普天間飛行場の返還を求め続けて行けば、現下の東アジア情勢への対応、わが国の安全保障への危惧等から、日米両政府の姿勢は固く、普天間飛行場の固定化につながる最悪の結果になり兼ねないのが実態である。

このため、危険な普天間飛行場を一時も早い返還を実現するには、SACO合意に基づく、条件付き返還以外に方策は見出せず、辺野古移設による早期返還を

図るのが現実的選択肢と考える。

一方でわが県連は、普天間飛行場の危険性の除去の他、基地の負担軽減を図るため、全国への負担の分散に理解を得るため、2013（平成 25）年から県外の米軍基地所在県・市等を中心に要請活動を行う全国行脚を展開して来た。

わが県連が訪問し、負担の分散を要請したのは、山口県の岩国市、和木町、周防大島町、そして青森県三沢市、宮崎県新富町、群馬県榛東村など、4 県 6 市町村に及んでいる。

その中で、2014（平成 26）年 7 月に山口県と群馬県榛東村を訪問、山口県村井知事と沖縄の基地負担軽減について意見交換した他、オスプレイの訓練受入れで岩国市議会議員及び榛東村議員との意見交換を行った。

その成果は、2014（平成 26）年 8 月 26 日に KC-130 の 15 機が普天間飛行場から岩国飛行場に移駐し、オスプレイ訓練受入れなどが実現したことに表れている。

特に、わが県連が訪問し協力を要請した、岩国市議会を始め全国 16 市町議会議員で構成する、「沖縄の基地負担軽減を考える議員有志の会」が結成されたことは大きな成果である。

そして 12 月 3 日には本県那覇市において、全国 16 市町議会議長で構成する「沖縄の基地負担軽減を考える議員有志の会」の第 1 回 協議会が開催され、県外は 7 県から市町議会議長 16 名、本県からは、7 市町議会 29 議員が参加した。

そして出席者の全会一致で、沖縄の基地負担の軽減や政府に対する支援要請の沖縄協議会決議が採択された。

わが県連は、これからも沖縄の基地負担の軽減、普天間飛行場の危険性の除去を図るため、岩国市議会を始め 16 市町議員との連携・意見交換を継続して行く。

しかし、翁長知事は、辺野古移設阻止を県政の最重要課題に位置付けながら、普天間飛行場の危険性の除去・早期返還については、代替案や具体的な方策を一切示すことなく、国と激しく対立し続けている。

しかも、一旦許可したサンゴ採捕についても、再申請した期間延長を不許可に

したことは、これまで曲がりなりにも見せていた法令順守の姿勢にも変化の兆しが見られる。

来る11月には、県知事選が迫っており、翁長知事に残された期間は7か月しかない。

その中で、翁長知事の支持団体等や行政関係専門家等から、県民投票や撤回を求める声が日増しに高まっている。

知事の任期中に県民投票の実施が物理的に可能であるか、撤回をどのタイミングで決断するか、知事にとって正念場である。

なお、国（沖縄防衛局）は、辺野古移設工事海域の地質調査結果を公表したが、その埋め立て予定周辺に活断層の可能性が指摘されている。今後注視する必要がある。

わが県連は、いかなる事態や展開が起きようとも、辺野古移設問題の原点である、普天間飛行場の危険性の除去・早期返還、固定化阻止に向け、国・県の動きを注視しながら全力で取り組む決意である。